

船舶事故等調査報告書

平成21年10月1日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009広第80号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成21年1月28日 14時30分ごろ	
発生場所	愛媛県新居浜港北方沖（御代島北方1海里付近） （概位 北緯33°59.8′ 東経133°15.8′）	
事故等調査の経過	平成21年3月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 油送船 ^{にちほう} 日豊丸、19トン 271-31637、村上石油株式会社 B 漁船 ^{こんびら} 金比羅丸、4.93トン EH3-32061（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士及び特定操縦免許 B 船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士及び特定操縦免許	
死傷者等	なし	
損傷	A 左舷船首擦過傷 B 船首部損傷	
事故等の経過	A船は、船長ほか1人が乗り組み、重油10klを積載して新居浜港北方沖で給油対象船の出港を待って漂流中、B船は、船長が1人で乗り組み、同港沖を西方に向かって速力約4ノットで手動操舵により底びき網漁を操業中、A船の左舷船首とB船の船首とが衝突した。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、適切な見張りを行わず、B船の接近に気付くのが遅れたものと考えられる。 B船は、船長が船尾で魚の選別をしていて、適切な見張りを行わず、A船の存在に気付かなかつたものと考えられる。
原因	本事故は、新居浜港北方沖において、A船が漂流中、B船が操業中、A船が適切な見張りを行わず、B船の接近に気付くのが遅れ、また、B船が適切な見張りを行わず、A船の存在に気付かなかつたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。	